2　各締約国は、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号を起源とする番組伝送信号について、当該番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該番組伝送信号が復号化されたことを知りながら行う次のいずれかの行為のうち少なくとも一の行為に対する措置を自国の法令に従って定めるよう努める。

(a)　故意による受信（注）

注　この2(a)及び(c)の規定の適用上、締約国は、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の故意による受信とは、当該番組伝送信号の受信及び利用又は当該番組伝送信号の受信及び復号化をいうものと定めることができる。

(b)　故意による配信（注）

注　締約国は、「配信」を「公衆への再送信」を意味するものと解釈することができる。

(c)　故意による受信及び更なる配信（注）

注　締約国は、「配信」を「公衆への再送信」を意味するものと解釈することができる。

第十一・十三条　集中管理を行う団体

1　各締約国は、著作権及び関連する権利の集中管理を行う適当な団体の設立を促進するよう努める。各締約国は、当該団体に対し、公正な、効率的な及び公に透明性がある態様並びにその構成員に説明責任を負う態様で運営すること（使用料（注）の徴収及び分配について、公開された、かつ、透明性がある態様で記録を保存することを含めることができる。）を奨励する。

注　「使用料」には、衡平な報酬を含めることができる。

2　締約国は、締約国間でコンテンツの一層容易な利用許諾を相互に確保するためにそれぞれの集中管理を行う団体の間で協力を促進すること及び他の締約国の国民の著作物その他著作権によって保護される対象物の利用に対する使用料の相互の移転を奨励する（注）ことの重要性を認識する。

注　「奨励する」は、集中管理を行う団体の間における契約に干渉することを締約国に要求するものではない。

第十一・十四条　効果的な技術的手段の回避

各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、この節に定める権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避に対する適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

第十一・十五条　電磁的な権利管理情報の保護

各締約国は、電磁的な権利管理情報（注）を保護するため、この章に定める著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次のいずれかの行為を故意にかつ権限なく行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済措置については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次のいずれかの行為を故意にかつ権限なく行う者がある場合に関しても、これを定める。

注　この条の規定の適用上、「権利管理情報」とは、次のいずれかの情報をいう。ただし、これらの項目の情報が著作物、レコードに固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、レコードに固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆に利用可能となる状態に置くことに関連して表示される場合に限る。

(a)　著作物、実演、レコード、著作物の著作者、実演の実演家、レコードの製作者又は著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者を特定する情報

(b)　著作物、実演又はレコードの利用の条件に係る情報

(c)　(a)及び(b)に規定する情報を表す数字又は符号

(b)(a)　電磁的な権利管理情報を除去し、又は改変すること。

(b)　電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、レコードに固定された実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆に利用可能となる状態に置くこと。

第十一・十六条　技術的手段及び権利管理情報の保護及び救済に対する制限及び例外

1　各締約国は、第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）及び前条（電磁的な権利管理情報の保護）に定める義務は、締約国の法令に基づく著作権又は関連する権利の侵害に関する権利、制限、例外又は抗弁に影響を及ぼすものではない。

2　第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）及び前条（電磁的な権利管理情報の保護）に定める義務は、締約国の法令に基づく著作権又は関連する権利の侵害に関する権利、制限、例外又は抗弁に影響を及ぼすものではない。

第十一・十七条　ソフトウェアの政府による使用

各締約国は、次のことを行う約束を確認する。

(a)　自国の中央政府がこの章の規定に適合する態様で知的財産権を侵害しないコンピュータ・ソフトウェアのみを使用することを定める適当な法令又は政策を維持すること。

(b)　自国の地域及び地方の政府が(a)に定める措置と類似の措置を採用し、又は維持するよう奨励すること。

第十一・十八条　制限及び例外

1　各締約国は、排他的権利の制限又は例外を著作物、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別の場合に限定する。（注）

注　この1の規定は、締約国が、自国が締結しており、又は締結することとなる知的財産に関する多数国間協定に従って放送に関する制限又は例外を定めることを妨げるものではない。

2　1の規定は、締約国が貿易関連知的所有権協定、ベルヌ条約、ローマ条約、ＷＩＰＯ著作権条約及びＷＩＰＯ実演・レコード条約の締約国として利用することができる制限及び例外の適用可能性の範囲を減少させ、又は拡大するものではない。

3　各締約国は、正当な目的（教育、研究、批評、意見及び報道並びに盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者のために発行された著作物を利用する機会の促進を含む。）のため、特に1の規定に適合する制限及び例外により、自国の著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡を可能とするよう努める。

4　締約国は、1に規定する権利の制限又は例外が1の規定に従って限定されている限り、当該権利の制限又は例外を公正な利用のために採用し、又は維持することができる。

第Ｃ節　商標

第十一・十九条　商標の保護

各締約国は、ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することができる標識又はその組合せを商標とすることができるものとすることを確保する。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを商標の登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。（注）

注　締約国は、商標の適切な記述（図式によって表示することができるもの）を要求することができる。

第十一・二十条　団体標章及び証明標章の保護

1　各締約国は、商標には団体標章及び証明標章を含むことを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。

2　各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識が自国の法令に従って自国の商標制度に基づく保護の対象となることができることを定める。

第十一・二十一条　商標分類制度

1　各締約国は、千九百五十七年六月十五日にニースで作成された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（随時行われる修正を含む。）（以下この章において「ニース協定」という。）に適合する商標分類制度を採用し、又は維持する。

2　ニース協定の定める分類制度（以下この章において「ニース分類」という。）の翻訳を利用する締約国は、公定訳文が発行され、及び公表されている限りにおいて、ニース分類の最新のものに従う。

第十一・二十二条　商標の登録及び出願

1　各締約国は、次の事項を含む商標の登録のための制度を定める。

(a)　出願人に対して商標の登録の拒絶の理由を書面により通知する（電子的手段によることができる。）との要件

(b)　出願人が、自国の権限のある当局からの通知に応答し、商標の登録の当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うための機会